

知的財産登録長官部 (スーダン) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 S D. I
委 任 状	附属書 S D. II
様式No. 6 (更新申請書)	附属書 S D. III

略語のリスト

国内官庁：	知的財産登録長官部 (スーダン)
P A：	1971年特許法
P R：	1981年特許規則

指定（又は選択）官庁 S D	知的財産登録長官部 （スーダン） 国内段階に入るための要件の概要	概 要 S D
国内段階に入るための期間	P C T第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 P C T第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか （P C T規則49.6）？	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	アラビア語又は英語	
要求される翻訳文 ¹	P C T第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ、及びP C T第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約 P C T第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料 ¹	通貨：スーダン・ポンド（SDG） 出願手数料 SDG 50	
国内手数料の免除，減額又は払戻し	な し	

[次頁に続く]

¹ P C T第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

S D	知的財産登録長官部 (スーダン) (続き)	S D
国内官庁の特別の要件 (P C T規則51の2) ^{2, 3}	国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名 ⁴ スーダン国内の通信用あて名 (ただし、代理人による代理の場合には不要)	
誰が代理人として行為できるか？	1983年法律専門職法又はこれに代わる法律に基づきスーダンにおいて認可された弁護士 スーダンにおいて認可された公認会計士 スーダンの大学卒業かこれと同等の学位を有するスーダンの国民 特許の分野において少なくとも5年の経験を有するスーダンの国民	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか (P C T規則49の3.1)？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (P C T規則49の3.2)？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

2 P C T第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

3 特別の要件の一覧については、引き続き国内官庁の確認を要する。

4 対応する申立てがP C T規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

手数料

(通貨：スーダン・ポンド)

国内（出願）手数料.....	50
公開手数料.....	15
各年についての年金	10
年金遅延支払の割増料	20
誤りの訂正手数料	20

手数料の支払方法

手数料はスーダン・ポンドによってCentral Bank of Sudan の知的所有権登録総局（スーダン）の口座に支払わなければならない。

様 式（附属書SD. II－III）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 SD. II 委任状

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_sd.pdf

附属書 SD. III 様式No.6（更新申請書）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_sd.pdf